

平成28年度第1回東京都森林審議会  
議事録

東京都産業労働局農林水産部森林課

# 平成28年度第1回東京都森林審議会

## 次 第

平成28年12月14日（水曜日）

午後2時00分から

都庁第二本庁舎31階・特別会議室23

- 1 開会
- 2 農林水産部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 東京都職員紹介
- 5 議事
  - 【第1号議案】  
多摩地域森林計画の変更の案
  
  - 【第2号議案】  
伊豆諸島地域森林計画の案
- 6 閉会

午後 1 時 56 分開会

○西澤統括課長代理 ただいまから平成28年度第 1 回東京都森林審議会を開催します。

私、本審議会の進行を務めさせていただきます産業労働局農林水産部森林課の西澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆様のご出席状況でございますが、現在、審議会委員総数14名中、その過半数を超える 9 名の委員の方がご列席しておられます。東京都森林審議会運営要領第 5 の第 1 項の規定によりまして、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

これより着席にて進めさせていただきます。

次に、お手元に配付してございます資料についてご案内させていただきます。まず、本日の次第が一番上でございますが、クリップでまとめられておりますものが全体資料でございます。2 ページ目が配布資料一覧、次のページが委員名簿、その次が座席表、そして、その次が東京都森林審議会運営要領となっております。それから、上のほうに「写」と記載されております都知事による東京都森林審議会への諮問文が 2 枚ございます。

続きまして、議案の資料でございますが、クリップごとにまとめてございます。2 つの議案に共通にかかわるものとして、次第のすぐ下に置いてございます資料 1 - 1 から 1 - 4 がございます。それから、第 1 号議案にかかわるものとして、資料 2 - 1、2 - 2、2 - 3 がございます。次に、第 2 号議案にかかわるものとして、資料 3 - 1 から 3 - 4 までございます。また、左側手前のほうに資料 2 - 4、多摩地域森林計画の変更の案と、資料 3 - 5、伊豆諸島地域森林計画の案については別冊となっております。また、左側奥に参考資料が 1 から 4 まで 4 点ございます。

続きまして、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長の藤田よりご挨拶申し上げます。

○藤田農林水産部長 皆様、改めまして東京都産業労働局農林水産部長の藤田でございます。

きょうはお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃より、委員の皆様には、東京都の森林・林業行政に格段のご理解とご協力を賜り、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

さて、改めて申し上げるまでもなく、東京はその面積の約 4 割を森林が占める自然に恵まれた都市でございますが、この都民共有の財産である貴重な森林を守り、木材生産や水

源の涵養、土砂災害防止など多面的機能を十分に発揮させるためには、伐って、使って、植えて、育てるといふ森林循環の継続をしていくことが必要でございます。

そのため、東京都は、スギ林の植え替えや林業技術者の育成、林道などの基盤整備のほか、東京の地域材である多摩産材の利用拡大など、さまざまな施策により森林の循環を推進し、健全な森づくりをするよう努めているところでございます。

なお、森づくりにつきましては、昨年10月にとうきょう林業サポート隊を創設いたしまして、都民が森林整備のボランティアを通じて林業を体験する取り組みを開始いたしました。参加者の皆さんからは、「すがすがしい気分になれる」と結構ご好評をいただいております。口コミで知名度も上昇いたしまして、現在、予想を大きく上回る400人を超える方が登録されている状況でございます。

また、多摩産材の利用拡大に関しましては、今年度から新たに都のコンコースや商業施設など人が多く集まる、いわゆるにぎわい施設において多摩産材の利用を支援する取り組みを開始しております。また、都立の美術館や劇場など都有施設において、目立つような形で木製の什器を導入する取り組みを進めております。さらに、建築士の皆さんが木材利用を学ぶ機会を確保したり、あと、大きくは保育園や幼稚園などで木育活動を推進する取り組みなど、多くの新しい政策を今やっているところでございます。

本日の審議会では、先ほど資料の説明がございましたが、今後の森林関連施策の方向や、伐採・造林・林道・保安林の整備の目標などを定める地域森林計画につきまして、変更と樹立の2件が議題となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

結びに、今後とも森づくりの推進に対するますますのご理解とご協力を重ねてお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西澤統括課長代理 次に、ご出席の委員の方々及び都の幹部職員を紹介させていただきます。お手元の委員名簿をごらんください。

向かって右手から植竹委員でございます。

○植竹委員 植竹です。よろしくお願いいたします。

○西澤統括課長代理 吉条委員でございます。

○吉条委員 吉条でございます。よろしくお願い致します。

○西澤統括課長代理 久保田委員でございます。

○久保田委員 久保田でございます。

○西澤統括課長代理 坂本委員でございます。

○坂本委員 坂本です。よろしくお願いします。

○西澤統括課長代理 東京都森林審議会会長の鈴木委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。

○西澤統括課長代理 田中委員でございます。

○田中委員 田中です。よろしくお願いします。

○西澤統括課長代理 新委員の鶴園委員でございます。

○鶴園委員 鶴園です。よろしくお願いいたします。

○西澤統括課長代理 浜川委員でございます。

○浜川委員 浜川です。よろしくお願いいたします。

○西澤統括課長代理 福田委員でございます。

○福田委員 福田でございます。よろしくお願いいたします。

○西澤統括課長代理 なお、本日、糸川委員、産形委員、河村委員、澤井委員、土屋委員は、都合によりご欠席となっております。

続きまして、都の幹部職員を紹介させていただきます。

ただいまご挨拶させていただきました産業労働局農林水産部長の藤田部長でございます。

○藤田農林水産部長 改めましてよろしくお願いします。

○西澤統括課長代理 森林課長の石城課長でございます。

○石城森林課長 石城でございます。よろしくお願いします。

○西澤統括課長代理 森林事務所長の松本所長でございます。

○松本森林事務所長 松本です。よろしくお願いします。

○西澤統括課長代理 それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。藤田部長につきましては、業務の都合によりここで退席させていただきます。

これからの議事進行につきましては、鈴木会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木会長 鈴木でございます。

本日の審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず審議会運営要領第6の第2項の規定に基づきまして、議事録署名委員を指名させていただきます。

植竹委員、田中委員、議事録署名委員をお願いできますでしょうか。

○植竹委員・田中委員 (承諾)

○鈴木会長

それでは、審議が終わって議事録ができた際の議事録の確認をよろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開なんですが、審議会の運営要領で当審議会は公開が原則ということになっております。それで、傍聴を希望される方がいたら傍聴を許すということでございます。

事務局にお尋ねしますが、本日、傍聴の申し出はございますでしょうか。

○西澤統括課長代理 本日は、傍聴の希望はございませんでした。

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、傍聴のご希望は本日はなかったということです。しかしながら、本審議会は公開を原則として行っているということを申し上げておきたいと思っております。

それでは、続きまして、知事から本審議会に対しまして諮問がございます。

事務局より朗読をお願いいたします。

○石城森林課長 諮問文につきましては、次第の一番後ろに「写」と書いた紙が2枚ございますが、ここに諮問文がございます。

それでは、朗読させていただきます。

28産労農森第759号

東京都森林審議会

下記事項について、森林法第6条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成28年11月25日

東京都知事 小池百合子

記

地域森林計画の変更について

別添多摩地域森林計画（案）のとおり

以上でございます。

もう1点でございます。

28産労農森第760号

東京都森林審議会

下記事項について、森林法第6条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

平成28年11月25日

東京都知事 小池百合子

## 記

地域森林計画の樹立について

別添伊豆諸島地域森林計画（案）のとおり

以上でございます。

○鈴木会長 ただいま諮問がありました2件の議案につきまして、第1号議案、第2号議案ということですが、1つは変更で、1つは新たにということなのですが、いずれも森林計画に関する事項で、また、その背景等重複することもございますので、一括して審議を行いたいと思います。

それでは、諮問内容につきまして事務局から説明をお願いいたします。

また、事前に委員からの質問をいただいた点もございます。それも含めてご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○石城森林課長 それでは、2件の地域森林計画の案についてご説明させていただきます。

すみませんが、着座にてご説明させていただきます。

まず、計画書の内容に入る前に、今年度改正されました森林法の内容についてお話しさせていただきます。

お手元の資料1-1をご覧ください。色がついている資料でございます。「森林法等の一部を改正する法律の概要」でございます。国では、林業の成長産業化の実現に向けて、本年5月20日付で森林法等の一部を改正する法律が公布され、あわせて取り組みの姿が示されました。

法改正の主な背景といたしましては、国内の森林資源が本格的な利用期を迎え、CLTや木質バイオマスなど国産材の需要創出が進展している一方、木材価格の低迷をはじめとした要因により、森林所有者や林業事業体の経営意欲が低下しており、国産材の安定供給が十分実現できていないことがあります。

このような状況の中で、そこの3つの箱書きの中にありますように、「森林資源の再造成の確保」、「国産材の安定供給体制の構築」、「森林の公益的機能の維持増進」を柱とした関連法の一体的な改正が行われました。

この中で、赤枠で示しておりますが、「森林資源の再造成の確保」の一環といたしまして、森林法に鳥獣害防止に向けた被害対策の推進に関する内容が追加されました。この内容は、シカ等の鳥獣の生息分布域の拡大や、捕獲の担い手である狩猟者の減少・高齢化等を背景といたしまして、近年、全国的に広域化・深刻化している鳥獣による森林被害が、

森林の公益的機能の発揮や林業経営の維持を困難にしている現状を受けまして、新たに追加されたものでございます。

そこで、吹き出しで表示されておりますが、今回審議させていただく2つの地域森林計画には、この内容を受けた項目が加わっております。特に、多摩地域森林計画のほうは昨年樹立したところでございますが、このたびの法改正によって変更を義務づけられたものでございます。

続いて、資料1-2をご覧ください。次のページ、「森林法改正による鳥獣害防止に向けた新たな取組の概要」でございます。左上の「法改正前」の枠の中にありますように、これまでは、市町村森林整備計画に適合させて、森林所有者や林業事業体等が作成する森林経営計画におきましては、鳥獣害防止の取組の記載を求められておらず、鳥獣害防止に取り組むか否かにつきましては、森林所有者の意向に委ねられておりました。

これに対しまして、このたびの法改正では、市町村森林整備計画におきまして、鳥獣害防止森林区域を設定することが義務づけられました。さらに、同区域内で立てる森林経営計画につきましては、鳥獣害防止の方法の記載を求めることで、森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組を促進していくこととなっております。

そして、その下に列記してありますように、改正森林法の中で、都道府県が立てる地域森林計画と市町村が立てる市町村森林整備計画につきましては、鳥獣害防止に関する事項を盛り込んだ形での一斉変更が義務づけられました。また、鳥獣害防止森林区域内に所在する森林において立てる森林経営計画につきましては、鳥獣害防止の方法の記載が求められることとなりました。

続きまして、1枚めくりまして、資料1-3をご覧ください。地域森林計画の記載項目を森林法改正前後の新旧対照表の形でお示ししております。今回の法改正により地域森林計画に新たに追加された箇所は、「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項」ということでございます。

ここで、鳥獣害防止森林区域が設定されることのメリットについて触れたいと思います。恐れ入りますが、もう一度資料1-2にお戻りください。下の箱書きでございますが、「鳥獣害防止森林区域を設定するメリット」というものがございます。主なメリットとしたしましては、2つ挙げさせていただいております。

1つ目に、鳥獣害防止森林区域を設定することにより、当該区域内の森林においては市町村森林整備計画に定められた対策が推奨されるとともに、人工植栽を行う場合等に防護



柵等の植栽木の保護措置や対象鳥獣の捕獲を促進することができるという点がございます。

2つ目といたしまして、これはまだ予算要求段階ということでございますが、林野庁の平成29年度予算におきまして、鳥獣害防止森林区域内の森林で既設の防除施設の改良を行う場合は、森林環境保全整備事業による支援を受けられるようにするという点でございます。

以上が、今回の地域森林計画の変更の大きな背景である「鳥獣害の防止に関する事項」の説明でございました。

続きまして、森林計画制度についてご説明いたします。資料1-4をご覧ください。こちらは、森林計画制度の体系図となっております。赤い枠が今回ご審議いただきます地域森林計画でございまして、その上位計画として全国森林計画がございまして、この全国森林計画に即しまして5年ごとに立てる、10年を1期とする計画が地域森林計画でございまして、

今年度、東京都は伊豆諸島地域森林計画の樹立のタイミングに当たっており、こちらは通常の流れで樹立を行います。

一方で、今回は、ご案内のとおり、多摩地域森林計画のほうは森林法の改正を受けての変更でございまして、今年度、森林法の改正とあわせて、最上位にあります政府の森林・林業基本計画の新たな計画が閣議決定されました。また、この新たな森林・林業基本計画に即しまして、その下の農林水産省が立てる全国森林計画の変更計画も閣議決定されております。

上位計画の変更を受けまして、その下の地域森林計画、さらにその下の市町村森林整備計画も法改正により一斉に変更を行うということで、森林計画制度の制度体系の中では、今お話しした一連の計画の変更の流れに沿って、今回の多摩地域森林計画の変更を行うということでございます。

以上のように、今回の2つの地域森林計画は、一方は樹立、もう一方は変更というものですが、いずれについても、先ほどお話ししました「鳥獣害の防止に関する事項」を盛り込んだ形での樹立及び変更であるということについてご理解いただきたいと思います。

それでは、個別の計画の案の内容に移らせていただきます。

まず、多摩地域森林計画の変更の案について説明いたします。資料2-1をご覧ください。次のクリップどめでございます。多摩地域森林計画の変更の案の「縦覧及び関係機関への意見照会の結果」でございます。

地域森林計画の変更または樹立の際は、森林法第6条第1項の規定に基づきまして30日

間の縦覧を実施し、縦覧期間満了後、第3項の規定に基づきまして、関係市町村長及び関係森林管理局長等の意見を聞かなければなりません。今回の変更の案に対しまして、縦覧期間中の意見申し立ては「なし」となっております。

関係市町村及び国の関係機関に対する意見照会では、関東経済産業局長から、資料の一番下にあります四角く囲ってあるところがございますが、鉱業権に関する意見が提出されました。今回変更する計画につきましても、鉱業権への支障とはならないと考えております。

続きまして、計画案の本文の内容について説明いたします。別冊の資料2-4、左側に置いてある厚い冊子でございます。多摩地域森林計画の変更の(案)をご覧ください。

今回の審議会に先立ち、委員の皆様には計画書の(案)や前回計画と比較した新旧対照表等を事前に送付させていただき、ご意見やご質問を提出していただきました。また、それと並行しまして林野庁への事前協議を行い、林野庁からも意見をもらっております。今回お配りしている計画書(案)は、委員の方からいただいたご意見、ご質問を受け、また林野庁からの意見を受けて、それらを反映させたものとなっております。

事前に送付したのから改めて変更した箇所については、削除部分を取り消し線、追加部分をアンダーラインによりお示ししております。時間が限られておりますので、現行の計画からの主な変更点と、今お話しした委員の皆様から事前にいただいた意見、質問により変更した部分、それから林野庁からの意見により変更した部分を中心に説明させていただきます。本文中、説明で触れる箇所には網かけを表示しておりますので、お読み取りの際の参考にしてください。

それでは、計画書(案)の3ページをお開きください。

初めに、「計画の大綱」についてご説明いたします。「森林計画区の概況」につきましては、「(1)位置及び面積」から「(3)社会経済的背景」までは文意の変更はありませんが、年間降水量、計画区内の人口の各数値につきましては、それぞれ時点更新を行っております。

続いて、12ページをお開きください。事前に委員の皆様にお送りした(案)にはなかったのですが、林野庁からの意見を踏まえまして、12ページの下の方、「森林の保全に関する事項」のウに「鳥獣害の防止に関する事項」を入れ、後の「計画事項」でどのような内容を取り扱っているかについて記載しました。

続きまして、18ページをご覧ください。「(2)森林の整備及び保全の基本方針」とい

う項目でございます。この項目は、森林が持つ公益的機能のそれぞれにつきまして、機能の発揮のための整備、保全の方針を定めたもので、19ページまで記載がございます。

変更した部分は、19ページの一番下、「木材等生産機能」の内容でございます。育成単層林を維持する森林においては、植栽により確実な更新を行う旨を新たに追加いたしました。こちらも林野庁からの意見によるもので、全国森林計画に合わせた記載にしてはどうかという意見を受けまして、変更したものでございます。

続きまして、23ページをご覧ください。中ほどに「択伐」の項目がございますが、(ア)の箇所につきまして、林野庁より、適切な伐採率の基準について具体的に記載してはどうかという指摘を受けました。これを受けまして、「市町村森林整備計画制度等の運用について」という林野庁長官通知に記載のある、択伐を行う際の標準的な伐採率を具体的に記載いたしました。

続きまして、24ページをご覧ください。中ほどの「2 造林に関する事項」の緒言に当たる箇所でございますが、この部分は、森林法改正に伴って改正された林野庁長官通知「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」に基づきまして、都の現状を勘案いたしまして内容を追加いたしました。

具体的には、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林と、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においては、人工造林を行う旨を追記いたしました。

続きまして、26ページをご覧ください。中ほどに「ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針」という項目がございます。この部分につきましては、(ア)に、皆伐後に人工造林を行う場合は「原則として伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内」とありますが、林野庁から、「原則として」という文言が、林野庁長官通知である「市町村森林整備計画制度等の運用について」の内容にそぐわないという指摘を受けましたので、削除いたしました。

次に、(イ)の択伐の場合についても同様の指摘を受けましたので、「おおむね5年内」の「おおむね」という文言を削除しております。

続きまして、28ページをご覧ください。一番上に「(4) その他必要な事項」という項目がございますが、これは造林に関する「その他必要な事項」というものでございます。ここに、東京都が作成しました森づくり推進プランに定めている森林区分、生産林と保全林という2つの区分でございますが、この2区分それぞれに対応する造林の考え方を今回

新たに明記いたしました。この2区分の内容につきましては、20ページに既に記載してございますが、造林についての考え方を明確にするために記載したものでございます。

続きまして、29ページをご覧ください。一番上に間伐率の記載がございます。この部分に関しましては、林野庁から、「森林経営計画を作成する際の間伐の基準の1つにもなっているため、材積に係る伐採率を記載してはどうか」という意見がございました。これを受けまして、本数間伐率に加え、森林法施行規則に示されている材積間伐率の基準と、間伐後の樹冠疎密度の回復度合いに関する基準値を記載いたしました。

続きまして、34ページをご覧ください。「林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項」というところでございます。(1)では「林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方」を記載しておりますが、一番下の段落に開設を主体として林道整備を進める森林について触れております。開設を主体とする森林は木材生産機能の高い森林ですが、どのような森林において開設を行うのがより具体的となるよう、「将来にわたり育成単層林として維持する森林」と明記いたしました。

続きまして、38ページをご覧ください。「その他必要な事項」でございます。この項目は、「6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」の中の「その他必要な事項」でございます。この部分は、林野庁からの通知を受けて今回新たに盛り込んだ内容でございますが、この内容について委員の方からご意見をいただきましたので、別の資料で説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料2-3の1ページ目をご覧ください。「【多摩地域森林計画の変更の案】意見・質問事項と回答」で、左の欄に委員からの意見・質問事項を、右の欄にそれに対する回答をお示ししてございます。

今お話しした計画書38ページの文章について、福田委員よりご意見をいただきました。38ページの2行目の「「生活環境」という語句が曖昧すぎるように思う」、また、3行目でございますが、「「自伐林家」と特定しない方が良いと思う」という意見でございます。

ご意見を踏まえまして、右の「修正後」のとおり文言を修正いたしました。「生活環境の整備」という部分につきましては、山村における定住の促進を意図して記載した語句ですので、意図を明確にするために、「定住や」、「山村における」という語句を追加いたしました。

また、自伐林家への言及につきましては、自伐林家だけでなく、幅広い主体によるかわりを強調するため、「森林所有者」に修正いたしました。

資料2-4の計画書の(案)にお戻りください。厚い冊子です。41ページをご覧ください。このたびの法改正により追加した「鳥獣害の防止に関する事項」がございます。この部分につきましては、林野庁からの通知の中で「ニホンジカ等の対象鳥獣の別に定めること」という規定がなされております。

これを受けまして、東京都では、区域設定による被害防止対策が必要な動物種として、都下で顕著な森林被害を引き起こしているニホンジカを取り扱うこととしました。しかしながら、記載内容に関して委員の方からご質問と林野庁からの意見とがあった関係で、事前に送付した案の段階から変更を行っております。

まず、委員の方からいただいたご質問の内容を説明させていただきます。恐れ入りますが、また資料2-3の2ページをご覧ください。福田委員から、「シカだけの特定にして良いのか。イノシシ・サル・クマなどの動物は、「その他」の中に含まれているという捉え方で良いのか」というご質問をいただきました。

ご質問について検討いたしまして、当初お送りしました案には、アの「区域の設定の基準」の部分で冒頭からニホンジカの記載が始まっていたため、説明が不足しておりました。そこで、(1)のすぐ後の部分にこの事項で取り扱う内容についての説明を追加しました。具体的には、先ほど申し上げました林野庁長官通知、「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いの運用について」に基づき、本計画区の現状を勘案して、ニホンジカによる被害の防止について定める旨を記載しております。

なお、ニホンジカ以外の鳥獣につきましては、案の本文42ページがございます4の「(2)鳥獣害対策の方針」という項目の中で取り扱っており、ニホンジカ以外の鳥獣につきましては、鳥獣保護管理施策、農業被害対策や関係行政機関等との連携を図りつつ、総合的かつ効果的な防除活動を推進していく、としております。

恐れ入りますが、資料2-4の計画書の(案)の41ページにお戻りください。「3 鳥獣害の防止に関する事項」については、ただいまお話ししました福田委員からのご質問のほか、林野庁から、今年度新たに策定された林野庁長官通知「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」に基づきまして、表現の適正化を求められました。したがって、内容の大きな変更はございませんが、全体的に文言の修正を行っておりますので、お読み取りくださいますようお願いいたします。

以上が、多摩地域森林計画(案)の本文の内容についての説明でございました。

なお、46ページ「第6 計画量等」以降の内容につきましては、昨年度樹立した計画か

らの変更はありませんが、補足が1点ございます。資料2-2をご覧ください。こちらは、「地域森林計画に定める伐採立木材積等の同意に係る審査表」の多摩版でございます。表の中ほどの列に「全国森林計画における伐採立木材積等の割り振り量」が示されております。

今回の多摩地域森林計画の計画期間、平成28年度から平成37年度までの10カ年は、全国森林計画の前期の途中から後期の途中までとなります。したがって、ここで示されております前期、中期、後期の数量を計算式により平成28年度から平成37年度までの10カ年に換算しますと、右から3列目の「当該計画区の計画期間に対応する同意の基礎数量(A)」という欄がございますが、ここに示されている数量となります。こちらが今年度に変更されました全国森林計画における国からの割当量でございます。伐採立木材積、造林面積、林道開設量、保安林面積、治山事業について割当量が設定されております。

一方、その右側の列「当該地域森林計画の計画数量(B)」にお示ししている数量が、多摩地域森林計画における計画数量でございます。

そして、一番右側の列が、国からの割当量Aに対する多摩地域森林計画の計画量Bの比率を百分率で示したものでございます。この比率に関しましては、伐採立木材積、造林面積、保安林面積につきましては、農林水産大臣協議事項に該当する計画数量となっており、国からの割当数量の上下20%の範囲内に地域森林計画の計画量をおさめることが妥当とされている項目でございます。

今年度の全国森林計画の変更では、前回と比較して伐採立木材積と造林面積とが下方修正されました。したがって、国からの割当量も減量となりましたが、昨年度の多摩地域森林計画の樹立の際に設定しました計画量は、いずれについても今年度下方修正された割当量の上下20%におさまっておりますので、今回変更する多摩地域森林計画におきましては、計画数量は昨年度設定したのから変更しておりません。

また、林道開設量の割当量も、今年度の全国森林計画の変更において下方修正されていますが、こちらは国からの割当量の上下20%におさめるべき項目ではございませんので、東京都の計画数量に変更はございません。

以上で、多摩地域森林計画の変更の案についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、伊豆諸島地域森林計画の案の説明に移らせていただきます。

資料3-1をご覧ください。伊豆諸島地域森林計画の案の「縦覧及び関係機関への意見照会の結果」でございます。こちら先ほどの多摩地域森林計画の変更の案と同様に、30

日間の縦覧と、その後の関係町村等への意見照会を実施しましたが、意見申し立てはいずれも「なし」となっております。

続きまして、別冊の資料3-5、伊豆諸島地域森林計画の案をご覧ください。2つ目の厚い資料でございます。こちらにつきましても、前回の計画からの主な変更点や、委員の皆様から事前に意見をいただいた部分、また、林野庁からの意見により変更した部分を中心に説明させていただきますが、先ほどの多摩地域森林計画と重複する部分（鳥獣害防止に関する部分など）につきましては、申し訳ございませんが、割愛させていただきます。

それでは、3ページをお開きください。「計画の大綱」の部分でございます。この中で「(2) 自然的背景」という部分がございます。1段落目は伊豆諸島に関する内容でございますが、この中に、平成25年10月に大島で発生しました台風26号による被害の内容を新たに盛り込みました。

また、2段落目は小笠原諸島についての内容でございますが、この中では、平成23年の世界遺産登録に関する内容と、平成25年に噴火し、その後拡大を続けた西之島付近の海底火山についての内容を新たに盛り込みました。

続いて、5ページをお開きください。「前計画の実行結果の概要及びその評価」でございます。ここでは、平成24年度から平成28年度までの5カ年の実行数量を示しております。伊豆諸島地域森林計画につきましては「樹立」ということですので、こちらの内容についてもご説明させていただきます。

まず伐採立木材積でございますが、島嶼部では林業活動がほとんど行われていないというのが現状でございます。主伐、間伐のいずれについても、計画量、実行量とも低くなっております。したがって、実行量として記載している数値でございますが、林業の一環として行われたものは、この数値のうちのごくわずかであるということについてご承知おきいただければと思います。

その上で、あくまで数値上のこととしてご説明申し上げますが、主伐につきましては、約84%とおおむね計画どおり実行されました。一方、間伐につきましては、小笠原村における移入樹種の駆除が行われたのと、一部で人工林整備のための間伐が行われたのと、材積としての実行歩合は58%となります。では面積はどうかといいますと、1枚おめくりいただきまして、6ページの上段に間伐面積の実績がございますが、こちらについても75%と、おおむね計画どおりの実行となりました。

恐れ入りますが、5ページにもう一回お戻りください。次の造林面積についてでござい

ますが、人工造林につきましては、利島村におけるツバキの植栽等が一部行われたのみで、計画量を下回りました。一方、天然更新の面積につきましては、小笠原におけるギンネム等の移入樹種の駆除に伴い、計画量を上回っております。

続いて、次の6ページに林道の開設または拡張の延長がございますが、伊豆諸島では近年林道の開設を行っておりませんので、計画、実績ともゼロとなっております。改良につきましては、労務費や建設コストの増嵩により実行が厳しくなったため、計画量を下回っております。一方、舗装につきましては、災害復旧事業の実施量が増加したことから、計画量を上回っております。

7ページは、保安林の指定及び解除の実績でございます。指定につきましては、山地治山施設の整備強化に伴い、三宅村を中心に土砂流出防備のための保安林指定が行われたことから、計画量を上回りました。解除についても、道路や砂防施設等公共用地への転用が実施されたため、計画量を上回っております。

次に、治山事業についてでございますが、平成25年度に発生しました大島における台風被害の復旧のため、予定箇所を変更し緊急的に実施した箇所がありましたが、期間全体としてはおおむね計画どおりの実行量となっております。

続きまして、13ページ以降にございます「計画事項」の説明に移らせていただきます。

まず15ページをご覧ください。最初に「計画の対象とする森林の区域」を示しております。表の中の市町村別の面積につきましては、前回計画の面積から一部変更になっております。この部分に関連して、資料3-2をご覧ください。資料3-2「伊豆諸島地域森林計画における主要な計画数量の設定について」の1ページ目が面積変更の内容でございます。

対象の森林区域は、前回計画に対しまして、平成28年3月31日までに林地開発行為が完了した箇所、保安林の指定または指定の解除が行われた箇所、利島村におけるツバキ人工林で新たに森林区域に編入した箇所の面積を反映させております。この結果、総数で1.01ヘクタールの減少となっております。

利島村のツバキ人工林についてでございますが、平成25年度から実施している東京都の造林補助事業により、高齢化したツバキの更新を行う際の植栽の部分について支援を進めております。更新するツバキ人工林が地域森林計画の対象区域に含まれることがこの支援を受けるための要件でございまして、これまで森林区域に含まれていなかったツバキ人工林についても補助対象にしていくため、所有者のご同意を得た上で今回新たに対象区域に



編入を行ったものでございます。

恐れ入りますが、資料3-5の計画書の（案）にお戻りいただきたいと思ひます。20ページをお開きください。一番下に「その他必要な事項」という箇所がございますが、これは、「森林の立竹木の伐採に関する事項」のうちの「その他必要な事項」という箇所でございます。

ここでは、前回計画においても、小笠原村における移入種の除去に関する内容を記載しておりましたが、21ページ、「イ 除去の方法」の中に、固有の森林生態系の修復や固有動植物の生育環境改善の一工程として一般的な、薬剤注入による枯殺の内容を新たに加えました。

なお、この内容に関連して委員の方よりご質問をいただきましたので、説明させていただきます。資料3-4をご覧ください。「移入種が人為的に持ち込まれることへの対策や罰則はないのか。靴などについて入ってきてしまうことについて、上陸時の消毒等の対策は設けられないのか」という福田委員からのご質問でございます。

回答といたしましては、まず東京都では、東京・父島間の船と、父島・母島間の船の乗船客を対象に、靴底の泥落としの取り組みを実施しております。この内容につきましては、参考資料1の「おがさわら丸・ははじま丸乗船客の靴底の泥おとしについて」で詳しく取り扱っておりますので、ご参照いただければと思ひます。

なお、移入種の持ち込みに対する罰則についてでございますが、自然公園法と外来生物法に禁止行為とそれに対する罰則とが規定されております。自然公園法につきましては、小笠原村にも指定区域がある国立公園の特別保護地区内への動植物の持ち込み等が禁止されております。また、外来生物法については、小笠原にも侵入が確認されているグリーンアノールやオオヒキガエル等の特定外来生物の飼養や運搬等に対しての禁止事項がございます。それぞれの法律の中で罰金等の罰則も定められております。

次に移ります。恐れ入りますが、資料3-5の計画書の（案）にお戻りください。25ページをお開きください。上のほうに「(4) その他必要な事項」という箇所がございますが、こちらは「造林に関する事項」のうちの「その他必要な事項」でございます。

この中でイの項目に、前回の計画では、平成12年に火山噴火が発生した三宅村における森林災害復旧の方法を詳細に記載してございましたが、最近では緑化事業等により植生の回復が徐々に進んでいるという現状がございます。したがって、噴火後の災害復旧という観点からの記載を修正しまして、人工造林に関する内容に変更いたしました。

具体的には、火山ガスの影響で回復が遅れている地域において人工造林を行う際は、火山ガスの影響を勘案しつつ、自然植生の回復の後に人工造林を行うという旨を記載させていただきました。こちらの文章は事前にお送りした案から一部修正しておりますが、内部で再検討いたしまして、文意が明確になるよう修正したものでございます。

続きまして、36ページをご覧ください。中ほどから、今回新たに追加しました「鳥獣害防止に関する事項」の記載がございます。こちらにつきましても、先ほどの多摩地域森林計画の変更の案と同様の修正を行っておりますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、37ページをご覧ください。中ほどに「病虫害等の被害対策の方針」という項目がございます。前回の計画におきましては、病虫害の現状につきまして、「減少傾向が見られるものの、依然として続いている」という言及をしていたのですが、平成27年に利島村でエダシャク類が大発生したことを受けまして、当該言及を削除いたしました。

また、表になっております町村ごとの病虫害等の種類でございますが、トビモンオオエダシャクとハスオビエダシャクの2つのエダシャク類は、生息状況を確認したところ、大島から八丈島までの全島に生息しており、大発生の可能性があるため、全ての関係町村に両種とも掲載いたしました。

続きまして、39ページをお開きください。「計画量等」でございますが、この部分については、資料3-2、資料3-3を使って説明させていただきます。まず資料3-3をご覧ください。伊豆諸島版の「地域森林計画に定める伐採立木材積等の同意に係る審査表」でございます。こちらの表の見方は、先ほどの資料2-2の多摩版と同様でございます。

先ほども申し上げましたが、この表の項目のうち、伐採立木材積、造林面積、保安林面積の3項目につきましては、農林水産大臣協議事項に該当する計画数量となっており、原則として国からの割当量の上下20%の範囲内に地域森林計画の計画量をおさめることが妥当とされるものでございます。

したがって、今回樹立する伊豆諸島地域森林計画におきましては、これら3項目の計画量につきまして、国からの割当量の上下20%を基本として設定しているという点をご了解いただきたいと思います。一番右側の列にあります比率をご覧ください。一番右側の列にありまして、これらの3項目、伐採立木材積、造林面積、保安林面積は、いずれも上下20%の範囲内にするよう設定してございます。

続いて、資料3-2の2ページをご覧ください。伐採立木材積や造林面積等のそれぞれの項目につきまして、今回計画の数量、全国森林計画に割り当てる前回計画の数量、過去

5年間の実績等の表でお示しし、その下に今回計画の数量を設定した根拠をお示ししてございます。先ほども申し上げましたが、島嶼部では林業活動がほとんど行われていないのが現状ですので、伐採立木材積、造林面積につきましては、過去5年間の実績を参考としながらではございますが、基本的には全国森林計画の割当量をもとにして今回の計画数量を設定いたしました。

続いて、資料3-2の3ページの保安林についてでございますが、こちらも全国森林計画の割当量をもとにしつつ、過去5年間で三宅村を中心として災害防備のための保安林の実績が大幅に伸びた状況を勘案しながら、計画期末の数量を設定いたしました。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは、先ほどの農林水産大臣協議事項に該当しない項目でございます。計画区の実情に応じまして、割当数量の上下20%を超える計画量を設定することが可能となっております。

まず、林道の計画量でございますが、国からの林道開設の割当量はゼロとなっております。実際においても近年は島嶼部において開設工事を行っていない現状ですので、開設の計画量は設定してございません。そのほかの改良及び舗装については国からの割当量はありませんが、都の事業計画をもとに計画量を設定しております。

次に、治山事業施工地区数につきましては、復旧治山、予防治山等の事業予定箇所を計上したところ、向こう10年間で41地区となり、国からの割当量に対して65%程度の計画量となっております。以上で計画量についての説明を終わります。

資料3-5の計画書の（案）に戻っていただきたいと思えます。45ページをお開きください。「その他必要な事項」として、「保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法」を示しております。保安林、砂防関連の法令に基づいて定められた区域、国立公園及び都立自然公園等の制限を受けている森林の所在と面積、施業方法等を示しております。これらにつきましては、過去5年間で区域が変更となったものがございますので、重複する森林の面積等について時点更新をしております。

この内容について1点だけ説明させていただきます。47ページをご覧ください。中ほどに「急傾斜地崩壊危険区域」という制限区域がございますが、こちらは「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定されるもので、伐採を行う際には許可を要する区域でございます。

こちらの区域は前回の計画には掲載していなかったのですが、今回の計画を樹立するに当たり、過去5年間の実績を調べたところ指定があったため、新たに掲載いたしました。

ただし、当初、委員の皆様にお送りした案では、過去5年間における指定面積のみを記載していたのですが、その後、当該区域の所管部署である建設局に確認したところ、前回樹立時の平成23年度以前にも区域指定がなされていることが判明いたしました。

このため、これまで急傾斜地崩壊危険区域に指定された全実績を調べ直し、当該区域が存する町村、重複する森林の面積等を修正させていただきました。今回お配りしている案には修正したものが反映されております。この点につきましては、当初の確認が不十分であったことをおわび申し上げます。

以上で2つの計画書の（案）について説明を終わらせていただきますが、最後に、今回お配りした資料の中でまだ説明していなかった資料について簡単にご説明させていただきます。

まず、参考資料2と参考資料3をご覧ください。こちらは「多摩地域森林計画の変更の案」と「伊豆諸島地域森林計画の案」の新旧対照表でございます。こちらにつきましては、委員の皆様には計画書の（案）を事前に送付した際に同様のものをおつけしましたが、委員の方からのご意見、ご質問等を受けて変更した部分を反映したものとなっております。

続きまして、参考資料の4をご覧ください。「全国森林計画の変更について」という林野庁が公表している資料でございます。今回の全国森林計画の変更の概要や、目標とする区分別の森林面積、各種項目の計画量等がまとめてありますので、参考までにお読み取りください。

以上で諮問内容についての説明を終わらせていただきます。

○鈴木会長 ありがとうございます。

ただいま事務局より諮問内容についてのご説明をいただきました。今ご説明がありましたように、各委員に事前に配られたものからさらに修正が加えられたものを説明いただいたということになります。ただ、全体像としては、事前に配布いただいておりますので、今説明の中にも委員からの事前質問に対する回答がございましたけれども、そのあたりも含めまして、ご意見、ご質問がございましたら伺いたいと思います。

何分2つの森林計画ということでご説明も多岐にわたりましたので、まず、多摩地域における計画の変更にかかわるところからご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

まず、非常にテクニカルなところなんですけど、私のほうから口あけでお尋ねを1点いた

します。資料2-4でご説明いただいた3ページの「計画の大綱」というところで、雨量について直近のデータで変えたというご説明をいただいたところがありました。

それでちょっと気になりますのは、山間部で1,600ミリ、平野部で1,700ミリ。通常ですと山間部の雨のほうが多いんですね。つまり、標高の高いところは雨が多いというのが一般的な傾向だと思っておりまして、東京都もそうになっていただろうと思うんですが、それがここに2つ数字があると、多分直近の30年間とか10年間の気象資料を集計するところだということであろうかと思うんですけれども、たまたまその30年間とかいうこともありますので、ここが2つ違っているとすると、わざわざ分かち書きしないで、あわせてもう少しふわっと書くような記述もあるのかなと思うんです。

必ずしも、東京都の森林行政をする上において、山は平野部より雨が少ないですよということを使う必要はないというか、むしろ森林のところは、一般には雨が多い水源山地であるというようなことが多面的機能等にもつながってくるかと思しますので、この数字の背景がもしあればご説明いただけないかということ。

それから、場合によれば、ここのところはバックグラウンドの説明なので、ちょっとだけ修正があるかどうか。そのあたり、委員の方で何かご意見があれば伺いますし、事務局で何かお考えがあればというか、ご説明をいただければと思います。事前に気がつけばよかったんですけど……。

○石城森林課長 この資料ですが、山間部につきましては、小河内の10カ年の平均で出している数字でございます。平野部につきましては、いわゆる大手町の数字で同じく10カ年で出したものでございまして、たまたま統計上の数字としてこういうふうになってしまったというものでございますが、ここはどうしても分けなきゃいけないということではございませんので、ご意見によってはまとめて書くことも可能かと思えます。

○坂本委員 これは極端な例ですけど、檜原村で都民の森がやられたときに、都民の森が1,000ミリ、それから尾根を1つ越えた隣の、要するに秋川は南秋川と北秋川に分かれる。それで、北秋川の奥では同じ時間帯で350ミリぐらい。全く集中して荒れているわけです。今、特定の小河内という言い方をされたので、平均値としては非常にまずいというか、要するに、何点かの平均値を出してやるならばいいだろうけれども、そうじゃないと非常に危険だとは思います。小河内というところに特定したことはどうかなと思えますね。

○鈴木会長 きょう、この案をご審議いただいた結果としては、一応ご了解を得られて、これでいきますという答申をしたいところなんですけれども、今議論いただいているよう

な字句の扱いという点については座長に預らせていただいて、この点は事務局と決めると。場合によるとこのままかもしれませんし、あれなんですけれども、ここだけ議論するわけにまいりませんので、預らせていただいてということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 よろしければ、ほかの点、どなたでも結構でございます。多摩の件につきましてご意見をどうぞ。

○久保田委員 1点ちょっとお伺いしたいんですが、20ページ、「その他必要な事項」の中で、「人工林については2つの区分を設定し」ということで、生産林と保全林という区別の考え方が示されています。これは従来からこういう形で表現されていたものと思えますけれども、一方今回は、28ページ、「その他必要な事項」で「森づくり推進プラン」に定める森林の区分においては」ということで、同じく生産林と保全林という言葉が出てきている。ここの造林の考え方という内容を見ると、必ずしも20ページの生産林、保全林の考え方とうまくかみ合わないところがあるかなと思っておりまして、それでちょっと質問させていただいた次第です。

なお、20ページの生産林と保全林という考え方は多分実態とは違って、考え方はこうだけでも、特に東京都森林再生事業が始まってから森林再生事業で行う間伐の対象となる人工林が保全林で、林業の対象として行われる間伐林が生産林というふうな形になっていて、そういう意味では極めてどっちも林道が近い距離にあるところを、取り合いじゃないですけども、いわば林道から近いところが生産林になったり、保全林になったりしてごちゃごちゃになっていて、マップもつukれないというふうな現状かと思っています。

そういう点で、生産林と保全林の区別というのはもうちょっと実態に合わせて整理をしていかないと、今後、例えば集団化を図る際に両方のゾーンがひっかかってくるとかいろんなことが出てくるでしょうし、ちょっと検討したほうがいいかなと思います。

○石城森林課長 生産林と保全林の区分をつくるときに、少し林道から近くて将来にわたって木材生産をしていく部分について、森林経営計画を策定していくような場所ということで生産林というふうに指定して、それより離れた山奥では、尾根筋の部分であるとかを保全林として分けていこうというのが従来の考え方でございます。

それを受けまして、環境局とも一応話し合いはしております、100%というのはなかなか難しいとは思っていますけれども、基本的にはその辺はすみ分けをして、森林経営計

画を立てて造林をやっていくような場所については生産林として、それよりもっと離れた部分を環境局が主に対象とする保全林とするというような形では話し合いをさせていただいているところでございます。

○鈴木会長 いろいろな実態と、全国森林計画である程度フォーマットが決められてきている話とのすり合わせというあたりもあろうかと思うんですけども、一方では、これは東京都の計画ですから、東京都の実態を前に出すということもこれからは必要かなと思いますが、今回は変更ということなので、20ページのところは従来動いていてさわっていないところなんですね。ということなので、今ご意見をいただいた点等は今後の課題というような受け止め方になりますでしょうか。それでよろしゅうございますでしょうか。今後の課題ということで考えていくということかと思えます。

これだけいろいろご意見をいただいて決めているところなので、だけど、部分的には今からでも修正できる場所は修正したいと思いますけれども、ほかに今後の課題というようなことで、ここでの委員の皆さんのご議論によって、次回の検討の頭出しという部分もあろうかと思えます。そういう部分も含めてご意見をいただければと思う次第ですが、ほかはいかがでしょうか。

それから、ちょっと私から伺うと、まず今回の確認ということなんですが、もともと森林計画は10年間ということございまして、平成28年の4月1日から10年間で、既にご審議いただいてこの10年間が決まっていたということですね。それで、ここで立てたものは、ここから10年間始まるというのではなくて、以前立てたものの中身をこの段階で書き換えて、同じ28年の既に始まっている4月1日から10年間を書き換えたもので残りの期間は行う。平成38年の3月31日までここで書き換えたもので行うということよろしいわけですね。

○石城森林課長 そのとおりでございます。

○鈴木会長 だから、ここから10年ではないということですね。

それと、例えばこの案の19ページ、今度加わったところで「将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う」という、「主伐後」ということが新たに加わってきていて、これも全国的な書き方に対応してというご説明だったかと思えます。

このあたりもちょっとうがって考えると、従来は温暖化対策などの関係がありまして、京都議定書では主伐をすると二酸化炭素が出たことにカウントされてしまうということが

あって、実際は木材は生産しているんだけど、扱いとしては間伐というような評価をするような流れがあった。それが京都議定書の第1約束期間が終わって、今実態に合わせたというか、そういう議論が行われていてというような流れの中で、主伐、あるいは主伐後の植栽というのを書いてきたようにも思うんです。

だから、そういうあたりがここで反映されているところが幾つか、例えば24ページ、「造林に関する事項」で網かけがあるところのご説明いただいたところもそういうことがあるのかなと思っておりますが、事務局、これは同意を求めるといってはいけませんけれども、ちょっとコメントをさせていただきました。このことについて、何かあればお願いします。

○石城森林課長 この変更につきましては、全国森林計画に基づきまして変更したものでございます。育成単層林につきましては、伐採後天然更新というわけにいかないの、植栽を確実にやっという趣旨で直っているものでございますので、その辺を明記するのが妥当かなというふうに判断して、今回、地域森林計画につきましても変更させていただいているところでございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。ほかに多摩について何かコメントございますか。

もしほかになければ、次の伊豆諸島のほうの計画ということでお気づきの点、ご意見等があれば伺います。どなたでも結構です。

○久保田委員 幾つか指摘させていただきたい点と質問ですけども、まず第1は3ページ。これは新しく結構書き直していますけども、ひょっとすると私の認識が間違っているのかもしれないけれども、この文章だと、小笠原諸島が富士火山帯に属する島というふうな読み方ができるように思うんです。

小笠原諸島の場合、西之島と硫黄島を含む火山列島は富士箱根の火山帯の延長上にありますけれども、聳島、父島、母島列島を含む小笠原群島はその外側のもっと年代的には古い時代に成立した島で、そういう点では「伊豆諸島と同様、富士火山帯に属し」というふうな形で表現してしまうと、事実としては若干違いがあるかもしれないので、ご検討をお願いしたいと思います。

○鈴木会長 「伊豆諸島と同様、富士火山帯に属し」は、西之島の火山噴火にかかっているという読み方はできませんか。つまり、小笠原はということではなくて。だから、修文の余地はあるかもしれないんだけど、もともとここが書かれた意図は、「西之島は」という主語のように思うんですが……。



○久保田委員 「小笠原諸島は」から始まる文章の中でこういう結論にしているのです。

○鈴木会長 事実の認識としては、多分事務局も、今ご指摘いただいた久保田委員も、小笠原の本体は富士火山帯というのはおかしいというのは共通の認識であろうと思います。西之島の火山自身について富士火山帯に属しというのは、これはこれで妥当なんだろうとは思いますが。ちょっとそのあたりのところ、これは新たに書き直している部分ですので、いかがでしょうか。

今の議論では、基本的な認識として、西之島は富士火山帯で、小笠原は違うということは共通だと思えます。あとは文言の修文のところ、そういうふうにわかりにくくないか、誤解を生む可能性がないか、あるいは間違った書き方になっていないかということの後ほど確認させていただいて、こども修文を検討するというにしたいと思えます。

ほかはございますでしょうか。

○久保田委員 続いていいですか。2点目ですけど、5ページですが、伐採立木材積のアイとあって、イの「評価」というところがありますけども、「主伐材積については、概ね計画どおり実行された」というぐあいになっています。

ただ、ここの主伐材積というのは、前期の計画は今回の計画よりも大きくて、かつ実績がその何倍も大きかったというふうな数字になっているかと思うんですよ。そうすると、「主伐材積については、概ね計画どおり実行された」というふうな評価でいいのかなとちょっと思います。

これは多分外来樹種のアカギ対策で、これまで母島を中心にしてアカギの伐採が相当行われていたわけですけども、その後、母島の北部にシロアリが侵入したということがあって、それ以降、島の中での伐採木の移動が制限されるという事態があって、それ以降伐採が極力抑制されるという形になってきているのがこういう結果になっていると思うので、「概ね計画どおり実行された」というよりも、逆に外来樹の伐採が滞っているというほうが実態かと思えますので、その辺を少し書き直しすることができればなというふうに思います。

もう1点、今度は質問ですけども、37ページ。これは森林病虫害の関係ですけども、三宅村と御蔵島村と八丈町にカシノナガキクイムシが出ています。これは前回の計画でも出ていたと思います。ただ、今、本州に入り込んでいるカシノナガキクイムシの場合には分布が広がっていて、ナラ枯れの被害がだんだん関東にも近づいてきているというのが実態ですけども、伊豆諸島のカシノナガキクイムシというのは、伊豆諸島の中で分布を拡大す

るという現象が生じておるのかどうか。その辺のところがありましたら教えていただきたいと思います。

○鈴木会長 いかがでしょうか。

○西澤統括課長代理 カシノナガキクイムシにつきましては、環境局のほうで調査をしていたんですが、ちょうど私、三宅支庁におりまして、森林総合研究所の昆虫研究室の方々と一緒に調査をしておりました。最初ふえるかと思っていたんですが、むしろ収束の方向に向かっています。そもそも内地のものと違う系統の虫だということです。八丈と三宅ともちょっと違うというのがわかっております。

いずれにしても、最初被害が出たスダジイとかも、過去にアタックを受けた遺伝子があって、木自体が穴をふさいでしまう、樹脂を出してブロックしてしまうということで、なかなか爆発的にはふえないということが確認されたり、あと、薬剤はきちんと登録しないと使えないんですけども、その登録までこぎ着けたので、次回発生しても結構防げるとい状況になっているということで、島のほうは今のところ心配ないだろうというふうな結論になっていると思われま。

○浜川委員 今の三宅以南の主にスダジイが主流だと思うんですが、同じように北部のほうもスダジイは生息しておりますし、かなり山にある中で、特に神津島ですけれども、そのような状況は何も見られないし、隣が式根島となるんですけども、その辺からも特に聞こえてきていないんです。やはり神津以南の環境がそうなっているのかどうかということもあるんですが、特にこれについては北部のほうはあまりない状況ですね。

○鈴木会長 2点、ご意見とご質問があったかと思ひます。両方よろしいでしょうか。まだもう1点について、すみません、もう一度お尋ねを。

○久保田委員 5ページのイの「評価」というところの「主伐材積については、概ね計画どおり実行された」というふうになっていますけれども、そもそも計画そのものが非常に縮小されていて、むしろこれしかできなかったというのが今の現状かと思ひますので、その辺でどうかということをございます。

○鈴木会長 いかがでしょうか。

○久保田委員 たしか5,000立米ぐらいだったんじゃないかな。

○石城森林課長 計画数量につきましては、前回数字から主伐についても2から1に落したり、いろいろ数字は落としていますし、実行量も前回と比べると大分落ちている形なんです、それはアカギ駆除の部分などで落ちているというのは事実だと思ひます。ただ、

この評価につきましては、計画数量に対してどの程度かという形で記載しておりますので、その認識は持っておりますが、できればこの記載のままでよろしければなと思っております。

○鈴木会長 いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ほかの点で何かございますか。

そうしたら、ちょっとよろしいでしょうか。私のほうから1点ですが、25ページに網かけで三宅島の植生回復の遅れている地域。以前は「三宅村における森林災害復旧」というタイトルで、いわゆる緑化事業にかかわる記述があって、それが今回はこうなったということです。2000年の噴火以来続いていた亜硫酸ガスの噴出がやっとおさまってきたということで、昨年秋までは気象庁がどこの地域に高濃度の亜硫酸ガスが流れるという予報を毎日出していたんですけれども、昨年の秋に濃度が低くなったということで終わったわけですね。

だから、そういう山のほうのあれに対応してのことかとも思うんですけど、ただ、中腹の一周ぐるっと回っている道路よりも山頂側のところはまだまだ植生が戻ってなくて、海外線沿いは人工造林という概念は十分持てるわけですけれども、中腹より上はどちらかというと荒廃地造林というのか、いわゆる斜面緑化という概念の地域があって、以前はそういう緑化植物をどうするかとかいう記述があったんですが、今の段階で全くそういうのがなくなっちゃって、造林だよというだけなのはちょっと気が早いかなという気もするんですけども、そこら辺は何かこうされた意図みたいのがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石城森林課長 ちょっとその辺は事務局でも疑問があって、人工造林を行う際はいろいろ回復状況等を検討しながらやりましょうという表現に事務局で直した部分というのは、そういう意図がちょっとございました。全部造林するというわけではなくて、その辺は人工造林を行う際は実施するという。

ただ、火山の状況のレベルが下がったりとかいろいろしている部分もございまして、激甚指定みたいなものも三宅の場合は解除されていますので、そういう中で通常に近い記述のほうにシフトさせていただいていると、そのような状況でございます。

○鈴木会長 わかりました。ほかにもございますでしょうか。

事前にお出しいただいた意見についての対応というのも先ほどご説明いただきましたが、それも含めましてよろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がないようでしたら、今回の多摩地域森林計画の変更、伊豆諸島地域森林計画の樹立については、2カ所ほど文言の検討というところは座長預かりということで留保させていただきますが、原案のとおり承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

続いて、諮問に対しての答申文の作成を行いたいと思います。

事務局より答申（案）の配付をお願いいたします。

〔答申（案）配付〕

○鈴木会長 議事資料としてきょう配られたこの（案）は、ホームページ等で公表されるわけですか。

○宮井（事務局） （案）自体は出ません。

○鈴木会長 きょうの資料としてどこかにこのバージョンで出るならば、一部修正ということでお諮りをする。それから、事務局と座長でお預かりした2点の字句だけですので、それを含めて原案どおりということでしたら、原案どおりになります。

原案どおりということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 それでは、原案どおりということでの答申文で進めさせていただきたいと思えます。

それでは、事務局より答申（案）の朗読をお願いいたします。

○石城森林課長 それでは、答申（案）をまず多摩のほうから読み上げます。

28東森審第2号

#### 答申書

東京都知事 小池百合子 殿

平成28年11月25日付28産労農森第759号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

平成28年12月14日

東京都森林審議会会長

鈴木雅一

記

地域森林計画の変更（多摩地域森林計画）については、案のとおり承認する。

もう1点でございます。

28東森審第3号

答申書

東京都知事 小池百合子 殿

平成28年11月25日付28産労農森第760号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

平成28年12月14日

東京都森林審議会会長

鈴木雅一

記

地域森林計画の樹立（伊豆諸島地域森林計画）については、案のとおり承認する。

以上でございます。

○鈴木会長 ただいまの2つの答申（案）につきまして、議案ごとに採決をとりたいと思います。

まず第1号議案、多摩につきまして、答申（案）のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 ありがとうございます。ご賛同が得られましたので、第1号議案の答申は案のとおり決定いたします。

続きまして、第2号議案、伊豆諸島地域でございますが、答申（案）のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいまご賛同が得られましたので、第2号の答申は案のとおり決定いたします。

以上で2つの議案について答申が決定されたので、今配付されました答申（案）の「（案）」というところが取れたものを答申といたします。

以上で本日の審議会の日程は終了いたしました。

委員の皆様方には議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局に司会をお返しいたします。

○西澤統括課長代理 鈴木会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様には長時間にわたりご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

幾つか事務連絡を申し上げさせていただきます。

本日の資料につきましては、量が大変多くなっております。後ほど事務局より各委員へ郵送させていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただいて結構です。お持ち帰りになる方は、封筒を用意してございますので、事務局にお声がけください。

なお、今後の審議会についてですけれども、来年度の上半期、4月、5月、6月あたりに林地開発許可制度に関する案件について諮問がなされる予定でございます。時期が決まり次第、皆様方に日程調整のご連絡をさせていただきますので、その際はよろしくお願ひ申し上げます。

最後に、入庁の際にご着用いただいた一時通行証は、お帰りになる際に1階または2階の受付のほうにご返却いただきますようお願い申し上げます。

これもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。長時間どうもありがとうございました。

午後3時34分閉会